

岐阜市行政第74号  
平成19年5月24日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 榊原 秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する  
不服申立てについて（答申）

平成18年6月23日付け岐阜市工検第25号で諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」（以下「本件公文書」という。）において、「細別」の欄の「対象」の項目にチェックをした「該当」の項目チェック欄、d又はe評価となる事項についてのチェック欄及び「対象」の項目にチェックをした数に対する「該当」の項目チェック欄の数の割合を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、取り消し、公開すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成18年6月1日付け岐阜市工検第17号で実施機関が行った一部非公開処分は、取り消すべきである。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 非公開部分が「岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第6条第1項第4号イに規定する市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなものに該当する。」とは考えられない。
- (2) 非公開部分が開示されないと、異議申立人が行った建築工事につけられた工事成績評定の点数の具体的な理由が分からない。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 工事の成績評定は、検査職員及び監督職員（以下「検査職員等」という。）がそれぞれ定められた項目について、該当又は非該当を決定するものであって、その決定は、市の請負業者に対する要求水準に照らして判定し行うものである。つまり、項目ごとの総合的な評価といえる。
- (2) また、岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁。以下「評定要領」という。）において、請負業者は、評定結果について説明を求めることができ、それに対しては、文書により回答し、さらに、請負業者は、再説明を求めることができ、これに対しては、岐阜市工事成績評定評価委員会において検討し、文書により回答することとしている。

このように評定結果について請負業者への十分な説明制度を構築している中であって、検査職員及び監督職員がそれぞれに行った評価結果を開示することとした場合は、年間705件にも及ぶ検査結果に対して、開示請求がされ、請負業者の多くがその検査職員等にその評定の説明を求めてくることが十分に想定される。その結果、検査職員等は、その要求に

対して相手が納得できるまで説明をせざるを得なくなり、請負業者への対応に多大な時間がさかれることとなる。

- (3) さらに、考査項目に従って検査職員等の職員が付けた部分を開示することになれば、請負業者が職員個人に対して評価の説明を求めてくることが予想され、悪い評価であれば、請負業者と当該職員と意見の相違が埋まらないことが予想され、職員が無意識にそのような状況となることをさけるため公正な評定を行わないおそれがある。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 本件公文書の性質について

本件公文書は、岐阜市が発注した工事の完了検査時において、請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的に定める評定要領の規定により作成された工事成績評定書の細目別評定点を算出する細目別評定点採点表の基礎となる検査職員等が行った工事の評価の資料であり、実施機関が組織的に保有するものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

##### 2 条例第6条第1項第4号イの該当性について

- (1) 実施機関は、本件処分は、実施機関が行った工事（請負業者）の評価であること、公開とした場合には検査職員等にその評定の説明が求められ請負業者への対応に多大な時間がさかれること、及び職員が無意識に請負業者との意見の相違が生じるような状況となることを避け公正な評定が損なわれるおそれがあることから条例第6条第1項第4号イに規定する市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなものに該当すると主張する。
- (2) 実施機関が主張する実施機関が行った工事（請負業者）の評価であることについて検討するに、個人等の評価のうち評価業者の主観的な評価については、非開示とすることができる場合があり得るが、工事の評定については、評定要領に基づき行われるものであり、その趣旨は、評定要領第1条に規定するように、請負業者の適正な選定及び指導育成に資することにある。このため、評定要領第10条及び第12条において、請負業者は、評定結果について説明及び再説明を請求することができることとされている。このように十分な説明を保障しようとする評定要領の趣旨からも、評定結果が請負業者に公開されることよって得られる利益は大きい。
- (3) 次に、実施機関が主張する公開とした場合には検査職員等にその評定の説明が求められ請負業者への対応に多大な時間がさかれることについて検討するに、本件をみても分かるように、開示しない場合でも、既に多大の時間がさかれており、評定要領に定める説明請求及び再説明請求に対する回答が行われた段階で公開することにより、開示しない場合

に比して著しく事務量が増加するとは、認められない。

- (4) 三点目の実施機関が主張する職員が無意識に請負業者との意見の相違が生じるような状況となることをさげ公正な評定が損なわれるおそれがあることについて検討するに、請負業者との意見の相違があろうとも請負業者に業者の育成の視点からも十分に説明をすべきものであり、そもそも請負業者との意見の相違をおそれるべきではない。本件公文書のように、評定要領に定める説明請求及び再説明請求がなされ、組織的検討を経て回答がなされた段階においては、本件公文書を公開した場合に仮に支障があり得るとしても、著しい支障があるとまでは認められない。
- (5) 以上から条例第6条第1項第4号イに該当するとの実施機関のいずれの理由も、採用することはできない。

## 5 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

## 第5 審査会の審査経緯等

平成18年	5月23日	公文書公開請求
	6月1日	実施機関の一部非公開決定
	6月23日	異議申立て
	6月23日	諮問
	6月29日	実施機関に陳述書の提出依頼
	7月31日	陳述書提出
	8月2日	異議申立人に陳述書を送付
	8月8日	異議申立人から意見書の提出
	11月8日	審査会開催。実施機関及び異議申立人から意見聴取
	12月26日	審査会開催
平成19年	1月10日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	2月26日	審査会開催
	1月31日	審査会開催
	2月26日	審査会開催
	3月19日	審査会開催
	5月24日	審査会開催。答申